

市町村民税  
道府県民税給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

(あて先) 京都市長

令和 年 月 日 提出

給与  
特別徴収  
義務務者  
支払  
者所在地  
名称  
個人番号又は法人番号

担当者	氏名	電話	特別徴収 指定番号
			宛名番号
			特別徴収 指定番号

給与所得者	フリガナ	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)  円  月分から 月分まで  円  月分から 月分まで  円	(イ) 徴収済税額  年 月 日	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)  年 月 日	異動の事由  ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法  ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
	氏名	新姓					
	生年月日						
	個人番号						
	住所 1月1日現在						

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

## ① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収 指定番号  担当者 電話	氏名  新しい勤務先（左記担当者）へは、 月分(翌月10日納期限分) 月額 _____ 円 月分(翌月10日納期限分)～月額 _____ 円 を徴収し、納入するよう連絡済です。
	フリガナ		
	名称		

## ② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 <input type="text"/>	1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。  2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額((ウ)と同額)  円	左記の一括徴収した税額は  月分(翌月10日納期限分)で納入します。  <input type="text"/>

## ③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 <input type="text"/>	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。	通信欄（京都市への特段の連絡事項がある場合は直接こちらにご記入ください）

- |       |   |
|-------|---|
| 注意事項等 | 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。<br>提出期限は、該当の従業員等の異動があった日の翌月10日までです。<br>従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。 |
|       | 2 太線枠内を記入し、ご提出ください。   |
|       | 3 本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。  |
|       | 4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。  |
|       |   |

A B C D E F